

市内児童遊園地除草業務及び市内緑地等除草業務 入札説明書（各業務共通）

本市が発注する市内児童遊園地除草業務及び市内緑地等除草業務の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

- ア 市内北部児童遊園地除草業務
- イ 市内北中部児童遊園地除草業務
- ウ 市内中南部児童遊園地除草業務
- エ 市内南部児童遊園地除草業務
- オ 市内東部児童遊園地除草業務
- カ 市内緑地等除草業務（北部）
- キ 市内緑地等除草業務（南部）

(2) 委託期間 令和6年5月13日から同年11月8日まで

(3) 業務概要 別添仕様書のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、アにあっては、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除き、イ（ア）にあっては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 資本関係

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 令和4年度又は令和5年度において、国若しくは地方公共団体又は公益財団法人大津市公園緑地協会から除草業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (8) 令和6年度大津市競争入札参加有資格者名簿（清掃）に登録されている者であること。

3 入札参加資格の審査の申請方法

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。
- ア 一般競争入札参加確認申請書及び誓約書（「指名願提出済」欄にレ点を付すこと。）
 - イ 会社概要書
 - ウ 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書
 - エ 国若しくは地方公共団体又は公益財団法人大津市公園緑地協会との間での除草業務委託契約書の写し
 - オ 入札参加資格審査結果通知返信用封筒（角2号の封筒に返信先を記載し、560円切手を貼り付けたもの）
- (2) 前号ア及びイ、ウに掲げる書類の様式は大津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和6年度大津市物品供給等入札参加申請において、本社から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合、提出書類の申請者は受任者でもって記名・押印すること。ただし、会社概要書に記載する実績内容は本社又は支店契約のものも有効とする。

- (3) 申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。
 - ア 受付期間
令和6年4月17日（水）から同年4月26日（金）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所
大津市御陵町3番1号 大津市役所都市計画部公園緑地課（市役所本館3階）
 - ウ 方法
持参又は郵送による提出。郵送による提出の場合は期間内に受付場所に必着とする。
- (5) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和6年4月30日（火）以降に入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。
- (3) 入札参加資格がないと認定された者には、第1号の通知書にその理由を付す。

5 契約条項を示す場所及び期間

契約書及び仕様書については大津市役所都市計画部公園緑地課において閲覧することができる。閲覧期間は、令和6年4月17日（水）から同年4月26日（金）まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

6 入札条件

- (1) 入札日 令和6年5月8日（水）
- (2) 入札の開始時刻 次に掲げるとおり
 - ア 市内北部児童遊園地除草業務にあつては、午後1時30分
 - イ 市内北中部児童遊園地除草業務にあつては、午後2時
 - ウ 市内中南部児童遊園地除草業務にあつては、午後2時30分
 - エ 市内南部児童遊園地除草業務にあつては、午後3時
 - オ 市内東部児童遊園地除草業務にあつては、午後3時30分
 - カ 市内緑地等除草業務（北部）にあつては、午後4時
 - キ 市内緑地等除草業務（南部）にあつては、午後4時30分
- (3) 場所 大津市御陵町4番1号 大津市公園緑地協会事務所2階会議室
- (4) 入札保証金 大津市契約規則（昭和40年規則第35条。以下「契約規則」という。）第5条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。
- (5) 契約保証金 契約規則第24条による。
- (6) 入札回数 2回までとする。

- (7) 支払条件 分割払とし、各回の検査合格後、適法な請求を受けた日から30日以内とする。
- (8) 落札者の決定方法
落札者は、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。
開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合はくじにより決定する。
なお、落札者と決定された日から10日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなかった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (9) 入札に関する注意事項
- ア 見積書の持参
入札時には必ず見積書を持参のこと。（一式計上ではなく、数量、単価を積算した内訳書）見積書の提出がない場合は入札に参加できない。
- イ 代理人による入札
入札を代理人が行う場合、代理人は、入札開始前に委任状を提出しなければならない。
- ウ 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 入札説明会
実施しない。
- オ 質問について
疑義等がある場合には令和6年4月22日（月）午前12時までに質問書（様式はホームページに掲載のものを使用）を大津市都市計画部公園緑地課へ電子メールにて送信すること。
※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信にあたっては確認のため、送信した旨、公園緑地課へ電話連絡すること。
質疑項目がない場合は提出不要。
送信先アドレス otsu1809@city.otsu.lg.jp
電話番号 077-528-2784
質問回答 令和6年4月24日（水） 本市ホームページ上に掲載予定
- カ 入札の無効
次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
(ア) 契約規則第13条に該当する入札
(イ) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- キ 入札の辞退
入札日前日までに辞退届（任意様式）を提出すること。

ク その他

- (ア) 大津市の指名願を提出していない者については、「一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書」及び「入札書」に押印する印鑑は実印とする。なお、実印以外の印鑑により入札、契約等を行う場合は、使用印鑑届を提出すること。
- (イ) この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

7 この入札に関する問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市都市計画部公園緑地課 電話 077-528-2784